

鳥羽市新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる  
利用予約延期協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 鳥羽市新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる利用予約延期協力金（以下「協力金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 「宿泊事業者」とは、令和2年4月20日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者を除く。）をいう。

2 「遊漁船等事業者」とは、令和2年4月20日において現に遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）に登録のある者、及び海上運送法（昭和24年法律第187号）第9条に定める手続により認可を受けている者をいう。

3 「屋外体験施設等事業者」とは、自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者のことをいい、釣堀、キャンプ場及びダイビング等を含むものとする。

4 「住宅宿泊事業者」とは、民泊（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出を行っている者による住宅宿泊事業に限る。）を営む者をいう。

5 「宿泊予約の延期等」とは、宿泊事業者及び住宅宿泊事業者が、その運営する宿泊施設の宿泊予約（令和2年4月20日から同年5月31日までの間の宿泊に係るものに限る。以下同じ。）をしている者に対して宿泊予約の時期を将来に延期することを依頼するなどの調整を行い、当該宿泊予約を延期し、若しくは取り消し、又は施設の営業の休止により宿泊者を受け入れないことをいう。

6 「屋外体験施設予約の延期等」とは、遊漁船等事業者及び屋外体験施設等事業者が、その運営する施設予約（令和2年4月20日から同年5月31日までの間のものに限る。以下同じ。）をしている者に対して施設予約の時期を将来に延期することを依頼するなどの調整を行い、当該施設予約を延期し、若しくは取り消し、又は施設の営業の休止により利用者を受け入れないことをいう。

7 「協力事業者」とは、宿泊予約の延期等又は屋外体験施設予約の延期等を行うことにより、本市の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策

に協力した宿泊事業者、住宅宿泊事業者、遊漁船等事業者及び屋外体験施設等事業者をいう。

(交付の目的)

第3条 この協力金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力をした協力事業者に対して協力金の交付を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、本市における観光の安全安心を確保し、将来の観光旅行者の来訪を促進することを目的とする。

(協力金の交付)

第4条 市長は、協力事業者が行った宿泊予約の延期等又は屋外体験施設予約の延期等により縮減した宿泊予約又は施設予約の数（予約者の延べ人数をいう。）に6千円を乗じた額に施設の営業を休止した日数（令和2年4月20日から同年5月31日までの間の施設の営業の休止に係るものに限る。）に6千円を乗じた額を加えた金額（1協力事業者当たり12万円を上限とする。）について、予算の範囲内において協力事業者に協力金を交付する。

2 市長は、協力事業者が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合は、当該協力事業者に対して協力金を交付しないこととする。

(協力金の交付の申請)

第5条 協力事業者は、協力金の交付を受けようとするときは、協力金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を令和2年7月31日までに市長に提出しなければならない。

2 申請書には宿泊予約の延期等又は屋外体験施設予約の延期等を行ったことを証する書類又は三重県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金」若しくは「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる三重県への来県延期協力金」の交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上、協力金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書（第2号様式）により、協力事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、協力金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて協力金の交付の決定をすることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による交付の決定に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 市長は、申請書の審査等により協力金の交付について疑義等が生じた場合、指摘事項を協力事業者に通知し、補正を求めることができる。
- 5 市長は、第1項の規定による交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の決定に係る協力事業者名等を公表するものとする。
- 6 市長は、申請内容が交付の決定をすべき要件に該当しない場合、遅滞なく、理由を付して、その旨を協力事業者に通知しなければならない。

(協力金の支払)

第7条 協力金は、前条第1項の規定による交付の決定をした後に支払うものとする。

- 2 協力事業者は、前項の規定により協力金の支払を受けようとするときは、協力金支払請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(状況の報告等)

第8条 協力事業者は、宿泊予約の延期等又は屋外体験施設予約の延期等を行ったことを証する書類を5年間保存しなければならない。市長からの要請があったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。

- 2 協力事業者は、施設の営業の休止又は営業の規模の縮小の状況その他協力金の交付に係る事項について、市長からの求めがあったときは、その旨を報告しなければならない。

(交付の決定の取消し及び協力金の返還命令)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合には、第6条第1項の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 協力事業者が、第6条第3項に基づく市長の付した条件に違反した場合
- (2) 協力事業者が、虚偽の申請その他不適正な行為を行った場合

- 2 市長は、前項の規定による交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する協力金が交付されているときは、期限を付して当該協力金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、市長が別で定める。

附 則

この告示は、令和2年5月15日から施行する。